

高度無線環境整備推進事業における災害復旧事業 (共聴施設復旧事業)

【別紙】

- 1 事業主体:市町村又は共聴組合(市町村が補助する場合に限る)
- 2 対象地域:地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
- 3 補助対象:伝送路設備、受信点設備等(過去に総務省の補助事業により整備したものに限る)
- 4 負担割合:

国 1/2	市町村 1/2
----------	------------

